

2006 年度版 ゴク楽行政書士 過去問 行政書士の業務に関連する一般知識編 追補資料

行政書士試験の試験科目のうち、平成 18 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題することとされているものは、「行政書士の業務に関し必要な法令等」に限られ、「行政書士の業務に関連する一般知識等」については、このような制限がありません。そこで、現在（平成 18 年 5 月 8 日）までに判明している情報に基づいて追補資料を作成しました。

頁	行	改正等前	改正等後
131	7	負債および 資本	負債および 純資産
131	下 14（表中）	平成 <u>17</u> 年 3 月 31 日現在	平成 <u>19</u> 年 3 月 31 日現在
131	下 9（表中）	資本 の部	純資産 の部
131	下 8（表中）	資本金	株式資本
131	下 7（表中）	投資 等	投資 その他の資産
131	下 7（表中）	資本剰余金	評価・換算差額等
131	下 6（表中）	利益剰余金	新株予約権
131	下 5（表中）	資本 合計	純資産 合計
131	下 4（表中）	資本・負債 合計	負債・純資産 合計
303	2	電気通信事業者は、一時に多数の架空電子メールアドレスを その受信をする者の電子メールアドレスとして 電子メールの送信がされた場合において、 自己の電気通信設備の機能に著しい障害を生ずることにより、電子メールの利用者に対する電気通信役務の提供に著しい 支障を生ずるおそれがあると認められるときは、 当該架空電子メールアドレスに係る電子メールの送信をした者に対し、その送信をした電子メールにつき、電気通信役務の提供を拒むことができる （特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 <u>10</u> 条）	電気通信事業者は、一時に多数の架空電子メールアドレスを そのあて先とする 電子メールの送信がされた場合において 自己の電子メール通信役務（電子メールに係る電気通信事業法 2 条 3 号に規定する電気通信役務をいう）の円滑な提供に 支障を生ずるおそれがあると認められるとき、 その他電子メールの送受信上の支障を防止するため電子メール通信役務の提供を拒むことについて正当な理由があると認められる場合には、当該支障を防止するために必要な範囲内において、当該支障を生じさせるおそれのある電子メールの送信をする者に対し、電子メール通信役務の提供を拒むことができる （特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 <u>11</u> 条）